

設問1(1)

1. 行政法9条1項2号「法律上の利益を有する者」は、知事の林務官職に就く個々の個別的
利益として保護される利益を以てし、~~知事~~知事としての職務に就く者もまた、知事の職務
人以外第三者については9条2項の請求権は行使してはならない。

2. D

(1) Dの主張

林務官に就く法律上の権利要件手続について具体的に定められておらず、これを
とらえて、条例は、権利要件手続として最低限度の要件を定め、条例で権利
要件手続について具体的に定められている。したがって、条例は、法10条1項と評価の
目的を共通にする関係法令に当たります。よって、条例3条は墓地経営・主権を
制限するとして、墓地経営の決定を保護しようとしており、~~また~~、しかも、
墓地が過立するたに於ける墓地の経営取締りにまで及ぼすことと
あること、~~行政手続~~行政手続の性質からすれば、法10条1項は、墓地経営の行いに
よってその経営が取締りを受ける墓地については墓地経営の決定を個別的利益と
して保護する評価をなすことがあり得る。

Dは本件墓地Aが300メートル以内の場所で行われる墓地の
経営にいうから、Aが~~本件墓地~~本件墓地の墓地に経営した場合に墓地経営が
その趣意に即ち経営取締りに陥ることはない。したがって、Dには原告資格がある。

(2) 原告となすにDの主張、可否

B市は、墓地の公益性からすれば墓地経営・決定は一般公益として保護されること
である。原告である。

墓地は国民の輿論感情を表現するたの公益性の強い場である(法1条)。
よって、^{国民的}墓地利用を維持する必要がある。したがって、Dは原告として本件墓地

1
の程度、一定を因るにせしめらる。又、条例13条は、国による土地利用を推

2
奨するに於て、条例12条に規定する保護に比し、条例13条は、土地利用を推

3
奨するに於て、条例12条に規定する保護に比し、条例13条は、土地利用を推

4
2. E

5
11) Eの主張

6
条例6条の說明書、附則を定めること、周辺環境に比し、条例13条は、

7
13条は「100メートル以内」といふ条件を距離制限を定めること、条例13条は、

8
施設、周辺環境を特に保護しようとする。又、条例13条は、条例13条は、

9
条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、

10
条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、

11
条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、

12
条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、

13
条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、

14
条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、

15
条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、

16
条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、

17
条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、

18
条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、

19
条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、

20
条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、

21
条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、

22
条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、

23
条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、

条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、条例13条は、

問題 1 (2)

1. Eの主張

11 行政手続の存在は法律上の権利が新設である。法律上の権利要件については要件
12 的であるから、この要件は土地移転登記簿上の権利の移転に要する要件に類
13 するものである。したがって、土地移転登記簿上の権利が移転している。

14 高層ビルは、先述の通り行政手続、手続不^正又は権利の明白な合意に反して、所有権
15 には権利移転の効力はないと主張する。行政手続(行政手続法)。

16 条及び法10条は、行政手続上の要件に違反して権利移転したときは、
17 法律上、土地移転登記簿上の権利が移転する効力を生じないとする。

18 (2) だが、前記の通りEの主張は、Eの権利移転は条例13条1項の施行に反して、かつ、
19 距離制限200m以内の権利移転は、条例13条1項の2項に違反して、条例13条1項
20 を満たさない。前記の通り、Eの権利移転は、条例13条1項の2項に違反して、
21 条例13条1項の2項に違反して、条例13条1項の2項に違反して、条例13条1項
22 がある。にもかかわらず、条例13条1項の2項に違反して、条例13条1項の2項
23 があるといふ主張である。

24 (3) だが、条例13条1項の土地移転登記簿上の登記を因^りて^る権利移転は、土地移転登記簿上の権利
25 には限らず、権利移転登記簿上の権利移転登記簿上の権利移転登記簿上の権利
26 移転する。したがって、条例13条1項の「土地移転登記簿上の権利移転登記簿上の権利
27 移転する」とある。AC間のやり取りによりA-Cの権利移転は、権利移転登記簿上の
28 権利移転登記簿上の権利移転登記簿上の権利移転登記簿上の権利移転登記簿上の
29 権利移転登記簿上の権利移転登記簿上の権利移転登記簿上の権利移転登記簿上の
30 権利移転登記簿上の権利移転登記簿上の権利移転登記簿上の権利移転登記簿上の
31 権利移転登記簿上の権利移転登記簿上の権利移転登記簿上の権利移転登記簿上の
32 権利移転登記簿上の権利移転登記簿上の権利移転登記簿上の権利移転登記簿上の
33 権利移転登記簿上の権利移転登記簿上の権利移転登記簿上の権利移転登記簿上の

2. Bの主張

2. B市の存続

(1) B市長は有林守新に於いて生活環境の更迭をうかがわたり資料→車賃の1/2
を以て費用として認められた。且つ生活環境の保全は保-運前を以てするべきにして
多額である。したがって(1)は他申款に於て認めらる。

(2) 本件事業の経費はDの土地の権利を専断して経費に附するべきであり、
DはDが経費を負担するにDの土地に於いて「国庫-業の支費に相当する」ものを含む。
~~したがってDは経費を負担するにDの土地に於いて「国庫-業の支費に相当する」ものを含む。~~
B市長は二以上の車賃を以てして
Dの土地に於いて専断して経費を負担するにDの土地に於いて「国庫-業の支費に相当する」ものを含む。
したがって(2)は他申款に於て認めらる。

(3) Dの土地の権利を専断して経費を負担するにDの土地に於いて「国庫-業の支費に相当する」ものを含む。以上